

「大学等における修学等の支援に関する法律」に対応した 成績判定を行うための指標の算出方法について

(目的)

第1 「大学等における修学等の支援に関する法律」の支援対象または支援打ち切りとなる成績か判定するための指標の算出方法等について必要なことを定める。

(用語)

第2 科目の単位数には、「山梨県立宝石美術専門学校学則」第8条で規定される科目の単位数を用いる。

2 山梨県立宝石美術専門学校学則第10条の規定により定められた「単位認定に関する試験、成績評価規程」第6条の「同規程第4条及び学習態度による総合評価」の値（以下、「総合評価点」という。）を用いる。なお、授業出席時数が授業時数の80%に満たず、単位の認定がされなかった科目については、その科目の総合評価点は零点として扱う。

(判定期間)

第3 「山梨県立宝石美術専門学校学則」第6条第1項の学年の期間内において、成績判定を行う。

(算出方法)

第4 各学生の成績判定の指標となる値（以下、「総合評価平均点」という。）の算出方法については、次のとおりとする。

履修登録した科目の総合評価点にその科目の単位数を乗じたものの合計

履修登録した科目の年間総単位数（不可となった単位分も含む）

(成績判定)

第5 第4の総合評価平均点を用いて学年別の成績順位を作成し、対象学生が成績判定の上位2分の1または下位4分の1であるかの判定を行う。

2 各学生の総合評価平均点、その算出に用いた各科目の総合評価点及び学年順位を本人に通知する。

(成績の分布)

第6 第4の結果を基に、学年ごとに総合評価平均点の分布図を作成し、学生に公表する。

(その他)

第7 この規程の運用に関して必要な事項は校長が定める。

附 則

この規程は、令和元年 7月25日から施行する。